

業務委託契約書(案)

1. 件名 第15回沖縄県知事選挙・選挙ポスター公営掲示場設営等業務委託
2. 契約期間 契約締結日から選挙期日の5日後まで
3. 履行場所 浦添市内全域
4. 契約金額 金●●●●●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税の額●●●●●●●●●●円)
5. 契約保証金 浦添市契約規則第6条の規定による

上記の委託業務について、委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙ともに記名押印のうえ各自が、1通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙

(総則)

第1条 甲と乙は、頭書記載の業務委託契約に関し、この各条項に定めるもののほか、この契約にもとづく仕様書に従い、これを誠実に履行するものとする。

(善良な注意義務)

第2条 乙は、常に善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。

(契約の履行義務)

第3条 乙は、契約締結後速やかに業務に着手し、期限内にポスター掲示場を設営及び撤去しなければならないものとする。

2 乙は、風雨又は不測の事態によりポスター掲示場が破損した場合は、甲の指示により、乙の負担で速やかに補修又は再度設営しなければならないものとする。

3 乙は、ポスター掲示場周辺の付近住民の要請により、やむなくポスター掲示場を移動する必要がある場合、乙の負担で移動するものとする。

4 乙は、自然災害によりポスター掲示場を全面的に一時撤去及び再設営をする必要がある場合、変更契約を締結し対処する義務を負うものとする。

(検査)

第4条 乙は、設営したポスター掲示場の検査を受け、また、撤去後の検査を受けなければならないものとする。

2 前項の検査のうち設営の検査については、写真の提出をもって行うものとする。

3 甲は、乙に対し、検査のために必要な報告を求めることができる。

(再検査)

第5条 乙は、検査の結果、甲から不合格の通知を受けたときは、不合格となった箇所を遅滞なく整備、調整し、再度検査を受けなければならないものとする。

(委託料金等)

第6条 この契約にもとづく委託料金は、頭書の契約金額とする。

2 甲は、乙に委託した業務に対し、その業務完了後、委託料金を乙の請求に基づき、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(違約金)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、甲に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を、甲の指定する日までに納付しなければならないものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が甲の承諾を得ないでこの契約の履行を第三者に委託し、請け負わせ又は権利を譲渡したとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(雇用主債務)

第8条 乙は、委託業務に従事する作業員の管理、指導及び監督を行うことはもとより、法令上雇用主に課される債務の一切を乙の責任と負担において履行し、甲に対しいかなる損害、迷惑を及ぼしてはならないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の責めに帰する理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないものとする。

2 乙は、前項の損害賠償に対する保証の担保として、対人については一人につき1億円、対物については1件につき1千万円を限度とする保険に加入しなければならないものとする。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第10条 乙は第三者に対し事業の一部若しくは全部を代行させ請け負わせてはならない。また、この契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(甲の催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間

内に業務を履行しないとき。

- (2) 正当な理由なく、第 21 条第 1 項の履行の追完又は同条第 2 項の契約金額の減額の請求がなされないとき。
- (3) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 第 10 条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 業務を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第 14 条又は第 15 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店又は物品の製造の請負若しくは物品の買入れ契約を締結する権限を持つ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与え
る目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給便宜の供給等により、直接的又は
積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め
られるとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第11条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるとき
は、甲は、この契約を解除することができない。

（乙の催告による解除権）

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期
間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したとき
における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り
でない。

（乙の催告によらない解除権）

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）甲がこの納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間
が相当の期間に及ぶとき。

（2）甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の3分の2以上減少する
ことになるとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙
は、この契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期限内に業務を完了できないとき。

(2) 第21条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(4) 前2号に定める場合のほか、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に目的物を納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

7 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第18条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 頭書に記載された契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(天変地変その他の不可抗力による損害)

第19条 天災地変その他不可抗力により、設営物に損害を生じたときは、乙は速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合において、これらの復旧に要する費用は、仕様書に定めるとおりとする。

(危険負担)

第20条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については甲が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、完了した業務に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。

3 前2項の規定は、第4条及び第5条の規定による検査を受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失による場合は、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲による解除権の行使及び損害賠償請求を妨げない。

(秘密の保持)

第22条 乙はこの契約の定める条項の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第23条 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に疑義が生じた場合には、浦添市契約規則その他関係規則その他関係法令に従うほか、必要に応じて甲乙間で協議して定めるものとする。